

福岡県公報

令和二年三月六日
第八十四号
増刊
①

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第四号中「第十六条第一項第五号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行するものであること。

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成十三年福岡県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、第一号及び第二号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複製に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複製できるときは、当該電磁的記録媒体に複製したものを第三号に定める方法により開示することができる。

第八条第一号口中「（録音時間百二十分のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第二号口中「（録画時間百二十分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第三号中「前二号に該当するものを除く」を削り、同号ハ中「CD-R」の下に「DVD-R」を加える。

第十三条第二項中「目録は」の下に「、インターネットの利用その他情報通信の技術を利用する方法により公表するほか」を加える。

目次

規則（第四号―第七号）

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建築指導課）	……………一
○知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	（県民情報広報課）	……………一
○知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（県民情報広報課）	……………四
○福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	……………七
選挙管理委員会		
○政治団体の設立届	（市町村支援課）	……………十九
○政治団体の届出事項の異動届	（市町村支援課）	……………十九
○政治団体の解散届	（市町村支援課）	……………二十
○資金管理団体の指定届	（市町村支援課）	……………二十
○資金管理団体の届出事項の異動届	（市町村支援課）	……………二十
○資金管理団体の指定取消届	（市町村支援課）	……………二一
○政治団体の設立届	（市町村支援課）	……………二一
○政治団体の届出事項の異動届	（市町村支援課）	……………二一
○政治団体の解散届	（市町村支援課）	……………二二
○資金管理団体の指定取消届	（市町村支援課）	……………二三

規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月六日

別表五の項を次のように改める。

五 電磁的記録	
一 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき 十円
二 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき 三十円
三 C D R に複写したもの	一枚につき 八十円
四 D V D R に複写したもの	一枚につき 百円
五 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） - 内線（ ）		

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、第一号及び第二号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複製に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複製できるときは、当該電磁的記録媒体に複製したものを第三号に定める方法により開示することができる。

第十条第一号口中「（録音時間百二十分のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第二号口中「（録画時間百二十分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第三号中「前二号に該当するものを除く」を削り、同号ハ中「CD-R」の下に「DVD-R」を加える。

別表五の項を次のように改める。

五 電磁的記録		一 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき	十円
		二 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき	三十円
		三 CD-Rに複製したもの	一枚につき	八十円
		四 DVD-Rに複製したもの	一枚につき	百円

五 その他の電磁的記録媒体に複製したものに当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第三号及び様式第三号の二を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） — 内線（ ）		
備考			

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号の2 (第5条関係)

特定個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容		
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分 午後
	場所	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係	
	電話番号 () — 内線 ()	
備考		

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来れない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公園事業執行協議書（認可申請書）（様式第一号）」を「第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの（以下「分譲型ホテル等」という。）を除く公園施設にあつては公園事業執行協議書（認可申請書）（様式第一号）によるものとし、分譲型ホテル等にあつては様式第一号の二によるもの」に改め、同条第三項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 分譲型ホテル等の公園事業にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第六条の二第一項中「公園事業変更協議書（認可申請書）（様式第二号）」を「分譲型ホテル等を除く公園施設にあつては公園事業変更協議書（認可申請書）（様式第二号）によるものとし、分譲型ホテル等にあつては様式第二号の二によるもの」に改める。
第六条の三の次に次の一条を加える。

（公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における報告の様式）

第六条の四 条例第八号第十項に基づいて、公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、公園施設に応じて宿舎施設（分譲型ホテル等は除く。）及び野営場施設にあつては公園事業施設利用者数報告書（様式第三十三号）、宿舎施設（分譲型ホテル等に限定。）にあつては様式第三十三号の二、その他の施設にあつては様式第三十三号の三によるものとする。

様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第1号の2(第3条)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名(記名押印又は署名) [法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)]

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により、 県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)します。

公園施設の 種 類		
公園施設の 位 置		
公園施設の 規模・構造		
公園施設の 管理又は経営 の 方 法	経営方法	直 営 委 託 (受 託 者)
	料金徴収	有 (標 準 的 な 額) 無
	供用期間	通 年 季 節 (供 用 期 間)
	種 類	
	仕 組 み	
	割 合	
公園施設の 供用開始の 予定年月日	年 月 日	
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備 考		

(添付書類(ただし、協議にあつては1、2を除く。また、6、7はそのいずれか))

- 1 法人にあつては、直前3年の各事業年度における賃借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
- 2 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 3 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- 4 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- 5 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- 6 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
- 7 改築、増築又は建替えを行う老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

(注)

- 1 「公園施設の種類」欄には、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 2 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番(地先)を記載すること。
- 3 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - (1) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - (2) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 7 不要の文字は、抹消すること。

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2(第6条の2)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名(記名押印又は署名) [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)]

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の 種 類			
	公園施設の 位 置			
	公園施設の 規模・構造			
	公園施設の 管理又は 経営方法	経営方法		
		料金徴収		
		供用期間		
		種 類		
仕 組 み				
	割 合			
変更を必要とする理由				
備 考				

(注)

- 1 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書（認可書）記載のものを記入すること。
- 2 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 4 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 5 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

様式第三十二号の次に次の三様式を加える。

様式第33号(第6条の4)(宿舍施設(分譲型ホテル等は除く)及び野営場施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() - [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() -]

記

施設の利用者数調書

年度分(自 年 月 日 至 年 月 日)			
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 月 日 第 号	公園施設の 通 称	
公園施設の 位 置			
収 容 人 員		供 用 期 間	
種別 月	延べ宿泊者数(人日)		備 考 (日最大宿泊者数)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合 計			

(注)

- 1 延べ宿泊者数は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例:562人(5月5日))
- 3 不要の文字は抹消すること。

様式第33号の2(第6条の4)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 連絡先番号 () - [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名、連絡先番号 () -]

記

施設の利用者数調書

Table with columns for year/month/day, facility name, location, staff, and monthly usage statistics (number of guests, possible rooms, etc.).

(注)

- 1 「延べ宿泊者数」は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「延べ宿泊可能客室数」は、月ごとの宿泊可能な客室数の総計を記載すること。
- 3 「(区分所有者/会員/社員等)の延べ宿泊客室数」は、区分所有者/会員/社員等がその所有権や用権等を根拠に宿泊した部屋数の実績を記載することとし、区分所有者/会員/社員等が一般客と同等の予約手続きにより宿泊した場合は数えないこと。
- 4 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例:562人(5月5日))。(また、月ごとの平均滞在日数を記載すること。)
- 5 不要の文字は抹消すること。

様式第33号の3(第6条の4)(その他の施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() - [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() -]

記

施設の利用者数調書

年度分(自 年 月 日 至 年 月 日)			
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 月 日 第 号	公園施設の 通 称	
公園施設の位置			
供用期間			
月	利 用 者 数	備 考	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合 計			

(注)

不要の文字は抹消すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の氏名	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川上剛一後援会	川上 剛一	川上 篤子	福岡県行橋市大字入党八六八	一、一〇、四
古賀みちお後援会	古賀 道雄	古賀登志子	福岡県大牟田市不知火町二一九 一	一、一〇、七
政治結社志政塾	杉谷 正文	石本キヨカ	福岡県北九州市八幡東区上本町 一―一―一	一、一〇、一五
福岡県中小企業診断 士政治連盟	西田 吉博	柴田 敏明	福岡県福岡市博多区博多駅東二 一九―二五 アバンドント八四 一―〇三号	一、一〇、一一
水落龍彦後援会	水落 龍彦	水落由美子	福岡県八女郡広川町藤田二二〇 八―八	一、一〇、一一
矢野潤一後援会	矢野 潤一	中司 亮	福岡県京都郡苅田町新浜町一 三 日産九州労組内	一、一〇、八

福岡県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団

体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党参議 院福岡選挙 区第2総支 部	下野 六太	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市博多 区西春町三一―二 二一 島田ビル二 部	福岡県太宰府市坂 本三一―〇―二	一、一〇、二九
自由民主党 飯塚支部	西田 雅弘	代表者の氏名	西田 雅弘	鶴原 國夫	一、一〇、五
立憲民主党 福岡県第4 区総支部	森本慎太郎	主たる事務所 の所在地	福岡県古賀市天神 五―一―一六 サン ビル一階一〇二号	福岡県福岡市博多 区千代四―二九― 五 一 河野ビル二 F	一、一〇、一五

会計責任者の
氏名 奈須野文麿 清水 康児

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
古賀あつしを 囲む公認会計 士の会	矢加部浩一	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市中 央区天神四―六 一七 天神クリ スタルビル三階	福岡県福岡市中 央区警固二―一 二―五篠原・植 田税理士法人本 部事務所内	一、一〇、二
中山てつし後 援会	中山 哲志	主たる事務所	福岡県三井郡大 福岡県三井郡大	福岡県三井郡大	一、一〇、一
	代表者の氏名	代表者の氏名	矢加部浩一	植田 文雄	
	会計責任者の 氏名	会計責任者の 氏名	越智 大	上田 知範	

援会

の所在地 刀洗町山隈二〇 刀洗町栄田一〇
八〇一― 四五―三 C―
一

福岡県美容政
治連盟

安部健二郎 会計責任者の
大野 義武 恵良千代子 一、一〇、一

山下しげる後
援会

川島精一郎 代表者の氏名 川島精一郎 山下 茂 一、一〇、一

山本剛正後援
会

山本 剛正 主たる事務所 福岡県福岡市東 福岡県福岡市東
の所在地 区水谷三―六― 区箱崎七―二―
二八 四

会計責任者の
氏名 山本 正美 大塚 伸一

八女筑後葉劑
師連盟

森 健司 会計責任者の 藤末 健二 金子 吉一 一、六、八
氏名 主たる事務所 福岡県筑後市大 福岡県筑後市大
の所在地 字長浜二―三五― 字和泉五―八―
一六 かがし屋 一 筑後ビル三階

六太会

下野 六太 主たる事務所 福岡県福岡市博 福岡県太宰府市 一、一〇、二九
の所在地 多区西春町三― 坂本三―一〇―
二―二― 島田 二

会計責任者の
氏名 奈須野文磨 清水 康児

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の
の氏名 解散年月日

笑顔と希望の北九州市をつくる会

棚次 奎介 一、一〇、二一

五島雄一郎後援会

五島雄一郎 一、一〇、二八

野口のりこ後援会

柳井 勝 一、一〇、一五

山内つよし後援会

山内 剛 一、一〇、一

よくに洋後援会

奥國 洋 一、九、三〇

福岡県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金
管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を
次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団
体の届出を

公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日

した者（代
表者）の氏
名

古賀 道雄 大牟田市市長 古賀みちお後援 福岡県大牟田市不知火町二―九―一 一、一〇、七

会

水落 龍彦 広川町議会 水落龍彦後援会 福岡県八女郡広川町藤田二―〇―八 一、一〇、一一

議員

八

福岡県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ
る資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
に基づき、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団

体の届出を
資金管理団体の
名
した者の氏
名称
異動事項
新
旧
異動年月日

泉 日出夫 「いずみひでお
」を育てる会
主たる事務所
の所在地
福岡県北九州市
小倉南区南方三
一九一〇〇 一〇一八

下野 六太 六太会
主たる事務所
の所在地
福岡県福岡市博
多区西春町三一
二一二一 島田 二
ビル二F
福岡県太宰府市
坂本三一〇一
一、一〇、二九

平畑 雅博 平畑雅博後援会
主たる事務所
の所在地
福岡県福岡市早
良区祖原一二一
二五 良区高取一丁目
二七番二七号
高取渡辺コーポ
一〇一号
福岡県福岡市早
良区高取一丁目
二五、一二、二六

平畑 雅博 平畑雅博後援会
主たる事務所
の所在地
福岡県福岡市早
良区昭代三一
一三〇 良区祖原一二一
二五
福岡県福岡市早
良区祖原一二一
一、五、一

福岡県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金
管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき
、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
資金管理団体の名称
取消年月日

五島雄一郎 五島雄一郎後援会
一、一〇、二八

福岡県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団

体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとお
り公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称
代表者
の氏名
会計責任
者の氏名
主たる事務
所の所在地
一以上の市町
村等の区域を
単位として設
けられる支部
届出年月日

公明党ふくおか 西尾 耕治 大塚 勝利 福岡県糟屋郡篠栗町 〇 一、一一、一五
総支部 大字尾仲七〇〇一二

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称
代表者
の氏名
会計責任
者の氏名
主たる事務所
の所在地
届出年月日

みやわきれいか後援 宮脇 麗絵 宮脇 麗絵 福岡県豊前市大字宇島三九一二 一、一一、一一

福岡県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団
体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次の
とおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体
の名称
代表者
の氏名
異動事項
新
旧
異動年月日

公明党北九州総支部 成重 正丈 代表者の氏名 成重 正丈 二宮 眞盛 一、一一、一〇

公明党筑後総支部 吉田 宣弘 主たる事務所 福岡県久留米市諏訪野町一九五二一 一、一一、一〇
 の所在地 一 サープス諏訪野町第二七〇三号 二二二一一二六

代表者の氏名 吉田 宣弘 田中 功一

公明党筑紫総支部 井上 正則 主たる事務所 福岡県春日市大谷町一九八一一 一、一一、一〇
 の所在地 八一一〇六 一〇一

代表者の氏名 井上 正則 岩切 幹嘉
 会計責任者の氏名 堺 剛 井上 正則

公明党筑豊総支部 藤 伸一 会計責任者の氏名 守光 博正 吉岡 恭利 一、一一、一〇

国民民主党福岡県参議院選挙区第2総支部 春田久美子 主たる事務所 福岡県福岡市博多区千代四二九九 一、一〇、一
 の所在地 五〇エルビービル三F 区博多駅南三二二

国民民主党福岡県総支部連合会 城井 崇 会計責任者の氏名 原中 誠志 白石 一裕 一、一一、九

社会民主党福岡県福岡支部 池田 良子 代表者の氏名 池田 良子 高田 保男 一、一一、二八

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

おんが町づくり研究会(柴田昭徳後援会) 柴田 祐二 代表者の氏名 柴田 祐二 柴田 昭徳 一、五、二四

さくすい俊賢市来 孝一 主たる事務所 福岡県北九州市八幡東区宮の町 一、一一、二九
 の所在地 八幡東区諏訪一 二一一二一一 一三一一二一五
 二〇一 〇三

古賀としかず古賀 速一 主たる事務所 福岡県久留米市田主丸町田主丸 一、一一、二六
 の所在地 四五五四一 五八〇一一

白水かずひろ白水 久恵 代表者の氏名 白水 久恵 白水 和博 一、六、一一
 後援会

すみれ会 鹿野真都枝 政治団体の名称 すみれ会 鹿野真利子後援会 一、一一、一六

代表者の氏名 鹿野真都枝 池田 華子
 会計責任者の氏名 鹿野真都枝 池田 華子

青文会 伊藤 智之 主たる事務所 福岡県福岡市南区筑紫丘一七 一、一一、一八
 の所在地 区筑紫丘一七 三区住吉三一一 一四 三三三住吉ビル 二F

税理士による山本幸三後援会 米村 國男 会計責任者の氏名 白石 克哉 関 隆利 一、一一、一

田中広明後援会 田中 広明 主たる事務所 福岡県久留米市城島町城島五四 一、一一、七
 の所在地 二一九 内茂手 七七八フレンズ 住宅二棟三二二号 コーポ二〇三

ついちほら陽子後援会 築地原陽子 主たる事務所 福岡県福岡市中央区天神一八 三二、四、一〇
 の所在地 一 区箱崎七一一 四

福岡県土地家屋調査士政治連盟 草賀 裕一 会計責任者の氏名 上村 徹志 杉谷 茂 一、八、二三

福岡県木材産業政治連盟 平川 辰男 会計責任者の氏名 松尾 智昭 土師 淳志 一、六、一

ふじの哲司後 藤野 哲司 主たる事務所 福岡県福岡市東 三二、一、二〇
 援会 の所在地 区箱崎二二一六 区箱崎三一一一
 一四八 一五

矢ヶ部広巳後 牧野 蒼子 会計責任者の 矢ヶ部智博 矢ヶ部房子 一、一一、一五
 援会 氏名

八幡薬劑師連 星野 正俊 会計責任者の 有吉 浩文 成重 賢司 一、五、二六
 盟 氏名

福岡県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
 団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石井英俊政治研究所	石井 英俊	三二、三、三二
江夏まさとし後援会	江夏 正敏	一一、一一、一三
おんが町づくり研究会（柴田昭徳後援会）	柴田 祐二	一一、五、二四
このみ英幸後援会	栗田 勝利	一一、一一、二五
白水かずひろ後援会	白水 久恵	一一、一〇、三一
須山由紀生後援会	溝上 羊一	一一、一一、一九
田中ともりのり後援会	田中 友規	一一、一一、二二
常広直行後援会	首藤 正治	一一、一〇、三一
中村りゆう象後援会	篠崎 秀人	一一、一一、二三
野口美恵子後援会	野口美恵子	一一、一一、一一

野田力後援会 野田 力 一一、一一、一
 白砂青松の会 中村 隆象 一一、一一、二三
 東賢治後援会 東 賢治 一一、一一、二三
 藤野莞嗣後援会 藤野 莞嗣 三一、三、一
 またけ研二後援会 眞武 研二 一一、一一、一五
 山根勇人後援会 渡邊 誠二 一一、六、一八
 わだしように後援会 和田 庄治 三一、四、三〇

福岡県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金
 管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき
 、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
田中 友規	田中ともりのり後援会	一一、一一、二二
中村 隆象	白砂青松の会	一一、一一、二三
野口美恵子	野口美恵子後援会	一一、一一、一
東 賢治	東賢治後援会	一一、一一、二三
眞武 研二	またけ研二後援会	一一、一一、一五
法第十九条第三項第二号による届出	資金管理団体の名称	資金管理団体で

をした者の氏名

柴田 祐二

おんが町づくり研究会(柴田昭徳後援会)

なくなった年月日

一、五、二四